

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年10月16日 |
| 【会社名】 | 株式会社リアルビジョン |
| 【英訳名】 | RealVision Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 沼田 英也 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂二丁目13番5号 |
| 【電話番号】 | (03)6277-8031（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 斉藤 順市 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂二丁目13番5号 |
| 【電話番号】 | (03)6277-8031（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 斉藤 順市 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式及び新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 株式 200,700,000円 第2回新株予約権証券 3,162,750円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株 予約権の行使に際して払い込むべき金額 282,749,850円 の合計額を合算した金額 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 900,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1. 平成26年10月16日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 900,000株 | 200,700,000 | 100,350,000 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 900,000株 | 200,700,000 | 100,350,000 |

(注) 1. 第三者割当の方法により割当てます。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は100,350,000円であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 223 | 111.50 | 100株 | 平成26年11月4日(火) | - | 平成26年11月4日(火) |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-----------------|
| 株式会社リアルビジョン 管理部 | 東京都港区赤坂二丁目13番5号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|----------------------|
| 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目7番3号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 12,651個(新株予約権1個につき100株) |
| 発行価額の総額 | 3,162,750円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき250円 |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成26年11月5日(水) |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社リアルビジョン 管理部 東京都港区赤坂二丁目13番5号 |
| 払込期日 | 平成26年11月5日(水) |
| 割当日 | 平成26年11月5日(水) |
| 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目7番3号 |

(注)1. 本新株予約権の発行については、平成26年10月16日(木)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 株式会社リアルビジョン 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式1,265,100株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、221円とする。但し行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> |

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。

但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2)号からまでの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号からにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)東京証券取引所第二部市場(取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>282,749,850円</p> <p>(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価格の総額(3,162,750円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(279,587,100円)を合算した金額であります。</p> <p>2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した数とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | <p>平成26年11月5日(本新株予約権の払込完了以降)から平成27年11月4日までとする。ただし、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p> |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社リアルビジョン 管理部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新横浜支店 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目7番3号</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。</p> |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金250円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> |
| 代用払込みに関する事項 | <p>該当事項はありません。</p> |

| | |
|--------------------------|-------------|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項はありません。 |
|--------------------------|-------------|

(注) 1. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3. 本スキームの特徴

なお、今回の第三者割当における本新株予約権の特徴は以下のとおりです。

< 本新株予約権の特徴 >

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

() 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

本新株予約権者に10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前行使停止要請の解除が可能です。

本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

() 取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。(当社の要請による取得)

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の2週間前までに書面をもって通知を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。

なお、取得条項は、別の資金調達が可能であることを前提として、当社の想定どおりに適宜権利行使が行われない場合(なお具体的な発動想定基準としはありませんが、別の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず、権利行使がなされないなどの場合には取得条項を発動する可能性がございますが、その時点における別の資金調達方法の検討及び交渉の状況にも依拠致しますので、上記条件に合致しているからといっても、必ず取得条項を発動するというわけではありません。)に発動することを想定しております。なお、当社としては、行使がされない新株予約権を買い取るにより、希薄化の抑止に効果があると考えており、その結果次の資金調達を行いやすくなると考えており、その効果は、キャッシュアウトの金額よりも高いものと考えております。また、当社にとって、本新株予約権の発行条件以上に、特に優位な条件により資金調達が可能である場合においても、取得条項を発動する可能性があります。

なお、当社による取得条項を付すことは、新株予約権の評価価値を減ずる効果があります。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本有価証券届出書に規定する内容について、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 「(2) 新株予約権の内容等」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 483,449,850 | 11,000,000 | 472,449,850 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額200,700,000円、本新株予約権の払込金額の総額3,162,750円および本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額279,587,100円の合計額483,449,850円です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の内訳は、フィナンシャルアドバイザー費用3,500,000円、登録免許税等登記関連費用3,400,000円、弁護士費用2,500,000円、その他費用1,600,000円です。
 4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

| 具体的な資金使途 | 金額(千円) | 支出予定時期 |
|-------------------------|---|-------------------|
| 株式会社D S C 株式取得費用(20%相当) | 本新株式の発行による調達資金 200,700 本新株予約権の発行による調達資金 300 | 平成26年11月 |
| 新規事業の推進に必要とされる一般運転資金等 | 本新予約権の発行による調達資金 2,862 本新株予約権の行使による調達資金 268,587 | 平成26年11月～平成27年10月 |

株式会社D S C 株式取得費用(20%相当)

当社は、ますます急速な技術進化を遂げる電気機器・情報通信サービス業界において、様々な技術革新に対応し、顧客満足度の高いサービスを提供することで、業容の拡大及び業績の改善を図るべく、前連結会計年度までに株式会社ソアシステム及び株式会社上武を連結子会社化し、システム開発等の受託開発案件において、各社の保有する様々な開発技術を活かすとともに、グループ内の最適な人材配置による開発体制を構築し、積極的な開発案件の獲得に取り組む等、グループ各社のシナジー効果を最大限に活用した事業展開に取り組んでおります。これにより、前連結会計年度においては売上高が前年度比154%、当期純損失は前年度比約50%と業績は回復傾向で推移しておりますが、当社の黒字化の早期実現及びより強固な収益基盤の確立のためには、既存事業の構造改革のみでは充分と言えないため、当社は平成26年1月の中期経営計画策定以降、更に新たな収益源を確保すべく、新規事業の開拓を含めた事業規模拡大に向けた経営戦略の策定及び事業構造の見直しを行ってまいりました。しかしながら、当社の事業活動を通じて新規事業への参入、M & A等を推進するには、時間的、資金的な制約があるため、平成26年3月期定時株主総会にて選任された新たな役員体制のもと検討を重ねた結果、当社が今後、機動的な新規事業展開を行うためには最適なパートナー企業との提携が必須であるとの考えに至り、当社はパートナー企業の選定を進めてまいりました。

株式会社D S C(以下、「D S C」という)は、主に法律系士業(弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社労士等)への広告の提案、コンサルティング業務、ホームページ制作等を行う総合広告代理店企業です。同社は、2002年の士業広告出稿解禁以来、対士業向け広告代理店のパイオニアとして業界特有のニーズに沿ったデータとノウハウを蓄積し、専門性の高いサービスを提供することで、平成25年7月期の売上高は約73億2,800万円、取引事務所数は約1,000と、確実な実績を積み重ねております。

当社とD S Cは、当社が長年グラフィックス分野で培ったIT技術やノウハウと、D S Cの広告事業における顧客基盤及びノウハウの共有により、広告事業に関する社内管理システムの構築を行い、経営資源の効率化を図るとともに、昨今の急速なIT技術進化に対応した広告商品の充実化を実現させ、より付加価値の高い顧客サービスを提供することで、両社の企業価値・収益力の向上が見込めると考え、両社協議の結果、資本業務提携契約を締結するとともに、D S Cに対する第三者割当による本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに当社によるD S C社株式の取得を決議いたしました。

なお、本資本業務提携契約を締結することを前提とし、当社は、新たな事業として広告代理店業へ参入いたします。

本資本業務提携の内容は、次のとおりであります。

(1) 資本提携の内容

当社とD S Cは、両社の業績向上を目的とした本業務提携に係る協議の過程で、業務提携の効果を最大にするためには相互に株式を継続保有し、将来にわたり確固たる関係を構築していくことが重要であり、業務提携と併せて相互に資本関係を構築することが有用であると判断いたしました。相互出資については、両社株式の流通性、事業の経済性評価、財務状況等を総合的に勘案した上で両社協議の結果、以下のとおり資本提携を行うことで合意いたしました。

当社は、D S Cを割当先として当社の普通株式900,000株(割当後の所有議決権割合13.02%)を発行する予定であり、D S Cは発行される新株式の全てを引受けます。

当社は、D S Cの株主であるPure Gold Assets Ltdより、同社が所有するD S C普通株式146株(発行済株式総数1,250株・議決権総数730個のうち議決権比率20%)を取得いたします。

なお、本資本業務提携の実行により、D S Cは当社の持分法適用関連会社となる予定ですが、本件が平成27年3月期当社連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、判明次第速やかに開示いたします。

(2) 業務提携の内容

当社とD S Cは、双方の経営資源を有効に活用し、当社グループのシステム開発技術やノウハウ、D S Cの広告事業運営ノウハウ及び顧客基盤を共有することで、当社はD S Cに対し広告代理店事業における販売管理・財務管理等の社内管理システムの構築・運用を行い、D S Cの本社機能の効率化を図るとともに、W

e b 広告に関して当社によるコンテンツ開発、営業戦略の立案、コンサルティング、D S C による新規顧客開拓等を実施し、両社の事業領域拡大を目指してまいります。

なお、本資本業務提携契約におきまして、D S C は当社に対し、当該契約締結の日以降に到来する各 1 年間を計算期間とし、初年度に年間11億円、2 年度に年間19億円の案件を発注することを保証する旨を定めております。

当該保証につきましては、業務提携における発注額に対する保証であり、当社の利益及び発注内容を保証するものではありません。

本事業の具体的な事業活動としては以下を予定しております。

W e b 広告に関する営業戦略立案、コンテンツ開発及びこれに係るコンサルティング

土業広告案件のW E B 展開について、当社による S N S 等を活用した広告手法の立案や D S C による顧客ニーズ調査等を行い、ニーズに応じた広告手法について既存顧客へ提案し案件獲得へ繋げることを計画しております。なお、D S C が獲得した W e b 広告案件は、当社及び W e b サイト構築技術を有する株式会社ソアシステムが制作を請負うことを想定しております。

D S C からの案件受注による広告代理店業及び広告代理店事業に係る販売・財務管理システムの構築、運用、保守

受発注契約や見積・納品・支払/入金進捗等の管理において、業務プロセスを整備し、適正かつ円滑な業務遂行を行うための包括管理システムの構築、運用、保守、コンサルティングサービス等を行います。本業務提携においては、現段階では D S C に対し、当該管理システムの運用を実施する予定であり、D S C から広告案件を受注するとともに、広告事業における業務特性などの情報提供を受け、D S C 自体の管理システムの構築、運用、保守サービスを実施する予定です。なお、当該システムの構築・運用・保守については、当社グループであるソアシステム、上武の有する業務システム開発技術を活用した推進を想定しております。

D S C 株式の取得価額の検討に際しては、その公正性及び妥当性を確保するため、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町1-11-28 代表取締役 能勢元 以下、「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」という)に算定を依頼いたしました。当該株式の評価において、評価対象会社の収益性を反映した評価結果が得られることから、D S C の5 年事業計画・国税局調査による附帯税等の見込納付額により D C F 方式を採用して算定を行った結果、当該株式の1 株当たり株式価値は1,772千円~2,166千円(D S C 発行済株式総数(自己株式を除く)全体の株式価値は1,293,908~1,581,443千円)との算定結果となりました。当該株式の評価においては D C F 方式のほか、純資産額方式でも算定を行っており、当該方式による算定結果は1 株あたり1,614千円となりましたが、純資産額方式では対象会社の収益性並びに成長性等を反映できず、継続事業としての算定方式として不適当であるため採用しておりません。当該算定結果を加味し、当社と D S C 既存株主との間で慎重に協議し、取得価額を300百万円(1 株あたり2,055千円)に決定いたしました。当社による同社株式の取得は、本第三者割当による新株式割当日同日付にて行うこととし、当該取得価額のうち201百万円を本第三者割当による調達資金のうち新株式の発行及び新株予約権の発行により調達する資金から充當いたします。残る99百万円については、同じく本第三者割当による新株式割当日同日付にて、当社の保有する株式会社 SOL Holdings(以下、「S O L」という)普通株式270,492株(1 株当たりの価格:本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月15日の S O L 普通株式終値366円)の代物弁済にて充當いたします。

新規事業の推進に必要とされる一般運転資金等

本新規事業には、受注から売掛金回収まで約3 ヶ月~6 ヶ月程度の期間を要する契約案件があり、当該売上に係る仕入や人件費等の支払は概ね1 ヶ月~3 ヶ月程度であることから、売掛金回収までの間、当該仕入等の支払のための一時的な運転資金を要する期間が生じてまいります。当該仕入等に伴う一時的な運転資金需要は、新規事業における広告案件の増加に応じて高くなることが想定されますが、現在の広告事業に係る事業計画が順調に推移し、前述の(2)業務提携の内容に記載いたしました発注保証に基づき、D S C から当社に対する発注がなされた場合、当該仕入等に係る売掛金は平成26年11月から平成27年9月までで売上高1,098百万円のうち396百万円の回収、これに対し仕入等は平成26年11月から平成27年9月までで原価976百万円のうち664百万円の支払を見込んでおり、最大269百万円の一時的資金需要が発生することが想定されます。当該資金需要の増加に機動的かつ柔軟に対応するため、本第三者割当による調達資金のうち新株予約権発行及び行使により調達する資金271百万円を、広告代理店事業において平成26年11月から平成27年10月頃までにかかる仕入・人件費等に充當いたします。なお、本新株予約権の行使が行使期間内に予定通り行われず、本新株予約権の行使による調達額が減少した場合には、調達した資金の額に応じて広告事業における受注規模を縮小する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

本資本業務提携の相手先である株式会社D S Cの概要は以下の通りです。

株式会社D S Cの概要

| | | | |
|-------------------------|---|---|--------------|
| 名称 | 株式会社D S C | | |
| 所在地 | 東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号 渋谷プレステージビル2階 | | |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 霜田 広幸 | | |
| 事業内容 | 広告代理業 | | |
| 資本金 | 9,500万円（平成26年9月30日現在） | | |
| 設立年月日 | 平成16年4月5日 | | |
| 決算期 | 7月 | | |
| 発行済株式数 | 1,250株 | | |
| 事業年度の末日 | 7月 | | |
| 従業員数 | 40名 | | |
| 主要取引先 | 株式会社アサツーディ・ケイ、株式会社電通、株式会社クオラス、株式会社博報堂 | | |
| 主要取引銀行 | 株式会社みずほ銀行 | | |
| 大株主及び持分比率 | 株式会社Pure Gold Assets Ltd 58% 株式会社D S C（自己株式） 42% | | |
| 当社と当該会社との関係 | 資本関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 取引関係 | 当社と当該会社の間には、当社を貸主、当該会社を借主とする金銭消費貸借契約を締結しております。（契約締結日：平成26年8月29日 金額：100百万円 利率：年3% 返済期日：平成27年2月28日） | |
| | 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 | |
| 最近三年間の財政状態及び経営成績（単位：千円） | | | |
| 決算期 | 平成23年7月期 | 平成24年7月期 | 平成25年7月期 |
| 純資産 | 443,296 | 674,025 | 995,287 |
| 総資産 | 1,441,153 | 2,041,372 | 3,939,774 |
| 1株当たり純資産（円） | 607,255.62 | 923,322.65 | 1,363,407.92 |
| 売上高 | 2,541,331 | 3,897,438 | 7,328,775 |
| 営業利益 | 456,368 | 408,127 | 810,980 |
| 経常利益 | 454,324 | 411,518 | 808,082 |
| 当期純利益 | 259,768 | 230,728 | 321,262 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 355,847.84 | 316,067.02 | 440,085.27 |
| 1株当たり配当金（円） | - | - | - |

- （注）1．D S Cの大株主であるPure Gold Assets Ltdは、平成23年2月設立の投資会社であり、平成26年9月末日時点の大株主はRaffles Township Ltd（D S C株式保有割合：100% Director：LIM SIOK FEN（Raffles Township Ltd 100%株主））であります。Pure Gold Assets LtdのD S C株式保有方針は、純投資目的であり、経営には介入せずD S C代表取締役に一任している旨をLIM SIOK FEN氏より口頭確認しております。なお、Pure Gold Assets Ltd及びRaffles Township Ltdにつきましては、LIM SIOK FEN氏より各会社の役員、主要株主等の関係者及び関係会社が、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受け、その旨の確約書を提出いただいております。
- 2．平成25年7月期につきましては、国税局調査により決算数値の変更及び修正申告等を行う可能性があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

本新株式の割当先

| | | |
|------------------|----------------|--|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | 株式会社D S C |
| | 本店の所在地 | 東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号 渋谷プレステージビル2階 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 霜田 広幸 |
| | 資本金 | 9,500万円 |
| | 事業の内容 | 広告代理業 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | Pure Gold Assets Ltd 58%、株式会社D S C（自己株式） 42% |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 当社と当該会社との間には、当社を貸主、当該会社を借主とする金銭消費貸借契約を締結しております。（契約締結日：平成26年8月29日 金額：100百万円 利率：年3% 返済期日：平成27年2月28日） |
| | 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

本新株予約権の割当先

| | | |
|------------------|----------------|---------------------------|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | 株式会社RICARO JAPAN |
| | 本店の所在地 | 東京都港区六本木四丁目8番7号六本木三河台ビル9階 |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 浦 太介 |
| | 資本金 | 1,000万円 |
| | 事業の内容 | 投資顧問業 |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 株式会社アミーズマネジメント 100% |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 |

（注） 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

D S C

当社は、当社の黒字化の早期実現及びより強固な収益基盤の確立のため、パートナー企業の選定を進めていた中で、当社代表取締役 沼田英也の知人を通じてD S Cをご紹介いただき、同社との間でアライアンスに関する協議を行う機会を得ました。その後、両社間で慎重に検討を重ねた結果、当社とD S Cは双方の企業価値向上が見込めるとして資本業務提携契約を締結することとし、本資本業務提携に基づき、D S Cを割当予定先として選定いたしました。なお、本資本業務提携検討の過程において、D S Cより当社に対し、同社の買掛金支払から売掛金回収までの短期的資金需要による借入金の申込があり、当社はD S Cとの今後の関係性及びそれにより得られる付加価値等を検討した結果、同社との関係構築及び資本業務提携により当社の企業価値向上に寄与する見込みがあること、当該貸付期間が比較的短期間であり、当社の資金繰りに大きな影響を及ぼさないこと等から、平成26年8月29日付にて金100百万円をD S Cに対し貸付けております。

RICARO JAPAN

RICARO JAPANは、当社代表取締役 沼田英也が当社就任前に社外監査役を務めていた株式会社であります。当社は、当社の事業内容や今後の事業計画について充分にご理解いただけること及び当社の経営の独立性が確保されること、反社会的勢力と一切関わりがないこと等を割当予定先の選定方針として、RICARO JAPANとの面談を重ね、検討を行ってまいりました。その結果、当社の事業内容及び今後の事業計画にご理解とご賛同をいただけたこと、同社は過去において投資顧問業としての活動実績はないものの、本新株予約権を行使する意向をヒアリングにより確認できたこと、RICARO JAPANの要望である、当社の新規事業の進捗に応じた段階的な新株予約権行使は、既存株主の皆様における株式価値の希薄化を低減できる利点があること等を総合的に勘案し、本資金調達における当社のニーズを充足し得る相手先であると判断したことから、株式会社RICARO JAPAN（以下、「RICARO JAPAN」という）を本資金調達の割当予定先に決定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

| 割当先 | 割当株式（普通株式）数 | |
|------------------|-------------|------------------------------|
| 株式会社D S C | 新株式 | 900,000株 |
| 株式会社RICARO JAPAN | 新株予約権 | 12,651個（その目的となる株式1,265,100株） |

e．株券等の保有方針

D S C

D S Cからは、当社との本資本業務提携契約に基づき、当社株式取得日から平成28年10月15日までの間、相手方の事前の書面による承諾がある場合を除いて当社株式の全部又は一部を譲渡しないことに資本業務提携契約により合意しております。なお、当社は割当予定先から、割当予定日が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

RICARO JAPAN

RICARO JAPANからは、経営権の獲得や支配株主となることを目的としない純投資目的であり、長期保有は行わない意向とっております。本新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式については、当社の株価動向、市場への影響を考慮の上、適宜売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

D S C

当社は、本第三者割当増資に係る払込に要する資金について、割当予定先であるD S Cの決算書及び預金残高を証する書面の提出を受け、当該払込に要する資金を有していることを確認しております。なお、1〔割当予定先の状況〕、c．割当予定先の選定理由 D S Cのとおり、当社はD S Cに対し平成26年8月29日付にて金100百万円を貸付けておりますが、D S Cは継続企業として弁済期日までに売掛金の回収等により当該借入金債務の弁済資力を有していることを当社により確認しており、また、上記の前提に基づきD S Cが1億円の借入金債務を弁済し得る資力を有しているのであれば、本新株式の払込は法的に仮払込には該当しないことを当社顧問弁護士へ確認しております。

RICARO JAPAN

当社は、本第三者割当に係る払込及び新株予約権の行使に要する資金282百万円について、全額は確認できなかったものの、割当予定先であるRICARO JAPANより、同社の親会社である株式会社アミーズマネジメントの預金残高（自己資金）を証する書面の提出を受け、同親会社より借入れる100百万円を払込金額とする旨及び当該借入に係る金銭消費貸借契約書の写しを確認しております。また、同親会社の当該預金100百万円につきましては、同親会社の自己資金である旨を口頭にて確認するとともに、当該預金100百万円的全額をRICARO JAPANへ貸付ける旨の確約書の写しを確認しております。なお、新株予約権割当予定先の本新株予約権の保有方針は純投資であり、本新株予約権を段階的に行使して取得した当社株式を市場で段階的に売却する旨を確認しております。同社の資金証明金額は100百万円ではありますが、100百万円以内の金額で行使し市場で売却することを繰り返すことにより、新株予約権の全数行使が可能と考えております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるD S C及びRICARO JAPANより、割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要株主等の関係者及び関係会社（以下、「割当予定先等」と総称する。）が、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。また、上記とは別に、第三者信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次）へ調査を依頼し、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実がない旨の調査結果を得ております。

以上の通り、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社はその旨の確認書を株式会社東京証券取引所へ提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

(1) 新株式

資本業務提携契約締結後2年を経過するまでの間、相手方の事前の書面による承認なくして、当社及びD S Cの保有する相手方の株式の全部又は一部を、第三者に対し、譲渡、貸与、担保提供その他の方法で処分してはならない。

(2) 新株予約権

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額及び行使価額の算定根拠

本新株式の発行価額

本第三者割当において発行する新株式(以下、「本新株式」という)1株あたりの発行価額につきましては、本資本業務提携及び本第三者割当に係る当社取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月15日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値である245円に対し、ディスカウント率8.98%である223円といたしました。

当該発行価額(223円)は、上記取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成26年9月16日から平成26年10月15日)における当社普通株式の終値平均値(234.50円)に対しては4.90%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前3ヶ月間(平成26年7月16日から平成26年10月15日)における当社普通株式の終値平均値(209.57円)に対しては6.41%のプレミアム、上記取締役会決議日の直前6ヶ月間(平成26年4月16日から平成26年10月15日)における当社普通株式の終値平均値(190.17円)に対しては17.26%のプレミアムとなっております。上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役全員(いずれも社外監査役)からは、上記と同様の理由により、本新株式の発行価額は割当予定先に有利な価額ではなく、有利発行に該当しない旨の意見を得ております。

本新株予約権の発行価額及び行使価額

本第三者割当において発行する新株予約権(以下、「本新株予約権」という)の発行価額250円は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズに算定を依頼した上で決定しております。なお、同社は本新株予約権の算定において、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用いたしました。第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価245円(平成26年10月15日終値)、権利行使価額221円、ボラティリティ51.51%(平成25年9月から平成26年9月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.026%(評価基準における国債レート)、配当率0%、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき249.1円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

・割当予定左記の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(平成27年11月4日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断されたときに割当予定先が新株予約権を行使するとしております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにもかかわらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットと言えます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因のひとつとなります。なお、当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行うことにより発動することとしております。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり4,780株(平成25年10月16日から平成26年10月15日までの日次売買高の中央値である23,900株の20%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の20%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%

を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の地理引きが市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定期間において通常利用している数値でもあることから日次売買高の20%と言う数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定結果を参考とし、割当予定先との協議の結果、発行価額を250円と決定いたしました。また、行使価額につきましても割当先との協議の結果、本資本業務提携及び本第三者割当に係る当社取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月15日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値である245円に対し、ディスカウント率9.80%である221円といたしました。本行使価額に決定いたしましたのは、割当予定先より、当社の事業内容について一定の理解はいただいているものの、平成14年3月期以降継続して純損失を計上していること、金融機関等から融資を受けられない経営状況にあることなど、当社の置かれている状況を加味した上でディスカウントの要望があり、当社としても本資本業務提携による収益力の向上等を考慮し、両社協議の上で決定したものであります。

当該行使価額(221円)は、上記取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成26年9月16日から平成26年10月15日)における当社普通株式の終値平均値(234.50円)に対しては5.76%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前3ヶ月間(平成26年7月16日から平成26年10月15日)における当社普通株式の終値平均値(209.57円)に対しては5.46%のプレミアム、上記取締役会決議日の直前6ヶ月間(平成26年4月16日から平成26年10月15日)における当社普通株式の終値平均値(190.17円)に対しては16.21%のプレミアムとなっております。

なお、本新株予約権の発行価額について、当社監査役全員(いずれも社外監査役)から、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した専門機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズへ依頼し発行価額を定めていること、東京フィナンシャル・アドバイザーズにより算定された公正評価額249.1円に対し、発行価額は250円と公正評価額を上回っていることから割当予定先に特に有利な金額ではないと考えられ、有利発行には該当せず適法である旨の意見をj得ております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行による株式数900,000株及び本新株予約権の目的である株式の1,265,100株を合わせた2,165,100株に対する議決権数は21,651個となります。よって、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数6,012,700株の36.01%、総議決権数は60,123個の36.01%に相当し、株式の希薄化が生じることとなります。

また、新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使して取得した当社株式(1,265千株)を市場で売却することによる流通市場への影響は、今後1年間の株式売買高を9百万株(平成25年10月16日から平成26年10月15日までの1年間における平均日次売買高:40千株、年間取引日数:245日)と仮定すると株式売買高に占める割合は12.91%程度であることから、状況によっては株価の下落要因となる可能性があります。

しかしながら、平成14年3月期以降の連続赤字を脱却し、当社の黒字化の早期実現並びにより強固な収益基盤を確立するためには、新規事業の開拓を目的としたパートナー企業との提携が必須であり、DSC社との資本業務提携を経て当社が広告事業へ参入することにより、当社の企業価値及び株主価値向上が期待できることから、前述の資金使途を目的とした本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断いたしました。なお、希薄化率が25%以上となることから、後述の6〔大規模な第三者割当の必要性〕、(2)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程に記載のとおり、今回の資金調達の判断については社外取締役である若尾康成氏(弁護士)より、本第三者割当による資金調達には必要性及び相当性が認められる旨の意見をj取得し参考としております。

また、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模につきましても、当社監査役全員(いずれも社外監査役)にも意見をj確認しており、上記と同様の理由により本第三者割当による資金調達に必要性及び相当性が認められることから、合理的であると認められる旨の意見をj得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による株式数900,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数1,265,100株を合わせた2,165,100株に係る割当議決権数は21,651個となり、当社の総議決権数60,123個(平成26年9月30日現在)に占める割合が36.01%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 新株割当後の大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|-------------|----------------------|--------------|--------------------------------|----------------------|--|
| 株式会社ユーキトラスト | 東京都渋谷区猿楽町5番21号 | 1,130,000 | 18.79% | 1,130,000 | 16.35% |
| 株式会社D S C | 東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号 | - | - | 900,000 | 13.02% |
| 日下 賢一郎 | 千葉県市川市 | 452,000 | 7.52% | 452,000 | 6.54% |
| 石田 智子 | 東京都港区 | 236,900 | 3.94% | 236,900 | 3.43% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 | 175,800 | 2.92% | 175,800 | 2.54% |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 112,200 | 1.87% | 112,200 | 1.62% |
| 最上 剛 | 宮城県仙台市泉区 | 103,200 | 1.72% | 103,200 | 1.49% |
| 北村 福一 | 東京都豊島区 | 97,200 | 1.62% | 97,200 | 1.41% |
| 粟生 典子 | 東京都目黒区 | 87,500 | 1.46% | 87,500 | 1.27% |
| 山岸 民夫 | 東京都三鷹市 | 77,400 | 1.29% | 77,400 | 1.12% |
| 計 | - | 2,472,200 | 41.12% | 3,372,200 | 48.79% |

(2) 新株割当後に新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|------------------|----------------------|--------------|--------------------------------|----------------------|--|
| 株式会社RICARO JAPAN | 東京都港区六本木四丁目8番7号 | - | - | 1,265,100 | 15.47% |
| 株式会社ユーキトラスト | 東京都渋谷区猿楽町5番21号 | 1,130,000 | 18.79% | 1,130,000 | 13.82% |
| 株式会社D S C | 東京都渋谷区渋谷三丁目12番22号 | - | - | 900,000 | 11.01% |
| 日下 賢一郎 | 千葉県市川市 | 452,000 | 7.52% | 452,000 | 5.53% |
| 石田 智子 | 東京都港区 | 236,900 | 3.94% | 236,900 | 2.90% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号 | 175,800 | 2.92% | 175,800 | 2.15% |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 112,200 | 1.87% | 112,200 | 1.37% |
| 最上 剛 | 宮城県仙台市泉区 | 103,200 | 1.72% | 103,200 | 1.26% |
| 北村 福一 | 東京都豊島区 | 97,200 | 1.62% | 97,200 | 1.19% |
| 粟生 典子 | 東京都目黒区 | 87,500 | 1.46% | 87,500 | 1.07% |
| 計 | - | 2,394,800 | 39.83% | 4,559,900 | 55.76% |

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として、今回の第三者割当増資により発行される新株式の株式数および新株予約権の行使によって発行される株式数を加算し割合を計算しております。

2. 本有価証券届出書提出日現在（平成26年10月16日）の発行済株式総数は6,012,700株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

4. 今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。な

お、上記割当後の所有株式数並びに割合につきましては、割当予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に上記のとおりとなります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当増資による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

3〔発行条件に関する事項〕、(2) 発行条件の合理性に関する考え方のとおり、本新株式の発行による株式数900,000株及び本新株予約権の目的である株式の1,265,100株を合わせた2,165,100株に対する議決権数は21,651個となります。よって、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の発行済株式総数6,012,700株の36.01%、総議決権数は60,123個の36.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになります。また、新株予約権割当予定先が本新株予約権を行使して取得した当社株式(1,265千株)を市場で売却することによる流通市場への影響は、今後1年間の株式売買高を9百万株(過去1年日次売買高:40千株、年間取引日数:245日)と仮定すると株式売買高に占める割合は12.91%程度であることから、状況によっては株価の下落要因となる可能性があります。しかしながら、5〔新規発行による手取金の使途〕、(2)〔手取金の使途〕のとおり、平成14年3月期以降の連続赤字を脱却し、当社の黒字化を早期に実現するとともに、より強固な収益基盤を確立するためには、新規事業の開拓を目的としたパートナー企業との提携が必須であり、DSCとの本資本業務提携を経て当社が広告事業へ参入することにより、当社の企業価値及び株主価値向上が期待できることから、前述の資金使途を目的とした本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断いたしました。

なお、当社は、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。銀行等の融資による間接金融での資金調達は、当社は担保となる資産等を有していないこと及び当社の業績、財政状況から事実上困難であり、また有利子負債の増加は財務体質の健全上の観点から今回取り得る手段ではないものと判断いたしました。直接金融による資金調達については、公募増資は現状の株式市場、当社の業績、財政状況、株価動向、株式流動性等から判断すると現実的でなく、更に株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮した場合不適であると判断いたしました。上記検討を踏まえ、第三者割当による資金調達は最適な選択肢であると考えております。また、本第三者割当において新株予約権による資金調達の併用を選択いたしましたのは、新株予約権の割当予定先であるRICARO JAPANからの本資本業務提携による当社の新規事業の進捗に応じて投資を行いたいとの要望等を勘案の上、段階的な新株予約権行使により既存株主の皆様における株式価値の希薄化を低減できる点で優位性があると判断したことによるものです。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当による新株式発行による資金調達、希薄化率が25%以上となるため、株式会社東京証券取引所が定めた第三者割当に係る企業行動規範上の手続が必要な場合に該当し、当社において、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、本第三者割当に関する決議を行った平成26年10月16日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役(若尾康成)及び社外監査役(稲嶺和盛)から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者割当に関する事項(本新株式及び本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響等)について詳細な説明を行いました。

その結果、下記に記載のとおり、社外取締役 若尾康成氏(弁護士)より、本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

必要性について

以下の理由により、本第三者割当ての必要性が認められるとの意見を得ています。

当社グループは、平成14年3月期より前連結会計年度まで継続して当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても四半期純損失44,508千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組むことが急務であることが認められる。

そうした状況下、当社が、平成14年3月期以降の連続赤字を脱却し、当社グループの黒字化の早期実現並びにより強固な収益基盤を確立するためには、新規事業の開拓を目的としたパートナー企業と提携し、D S Cの広告事業運営ノウハウを活用し、新規事業として広告代理店業へ参入し事業展開を行うことは、当社にとって非常に有益なものと認められ、その判断は合理的かつ必要な判断であるといえる。

また、本第三者割当を行うことは、当社グループの黒字化の早期実現並びにより強固な収益基盤の確立を目的とした資金用途に対する非常に有効な資金調達の機会であると考えられ、また、本第三者割当て調達した資金によりD S Cとの資本業務提携並びに広告事業への参入により当社の財務体質を改善させるとともに、運転資金を確保することにより新規事業の継続・推進による収益力向上が見込まれることから、今後の当社グループの企業価値向上に資するものであって、当社にとって本第三者割当は必要なものであったと認められる。

したがって、当社には、本第三者割当によりD S Cとの資本業務提携並びに新規事業として広告代理店業へ参入し事業展開を行うのに必要な資金調達を行う具体的な必要性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

相当性について

以下の理由により、本第三者割当ての相当性が認められるとの意見を得ています。

(ア) 本第三者割当の適法性について

本第三者割当による新株式の発行価額は、各割当先との協議の結果、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成26年10月15日の東京証券取引所第二部市場における貴社普通株式の終値245円を基準に223円と決定された。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠している。

そして、上場株式等市場価格のある株式の第三者割当が、発行決議の直前営業日の終値に0.9を乗じた金額を発行価額の上限とするという上記指針に準拠した条件で行われる場合、当該終値が異常な事実の影響を受けて形成されたなどの特別の事情がない限り、当該第三者割当は、「特に有利な金額」によるものでないと一般に解釈されている。そして、本件第三者割当において、上記のような特別の事情は存在しないことから、本件増資に係る新株式の発行価額は、「特に有利な金額」に該当せず、本件増資は有利発行による第三者割当には該当しない。

また、本第三者割当による新株予約権の払込金額及び行使価額は、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズにより算定されており、その評価算定結果や本新株予約権の発行条件、その他本新株予約権の価値に影響を与える諸条件に鑑みて、その条件設定に特段不合理な点は認められず、東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定が恣意的になされたと疑わせる事情は認められない。

そして、本新株予約権の発行価額は1株当たり250円とされており、これは東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した新株予約権の公正評価額249.1円を上回っていることから「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

また、その他、本第三者割当の発行の違法性に疑義を生じさせる事情は見当たらない。

(イ) 本第三者割当を選択することの相当性について

DSC社との資本業務提携並びに新規事業として広告代理店業へ参入し事業展開を行うのに必要な資金調達を調達する方法としては、本第三者割当以外に、借入、社債発行等の方法が考えられる。このうち、借入、社債発行等のデット・ファイナンスについては、当社の財務状況からこれ以上の財務体質を悪化させるものではあってはならず、慎重な判断が求められる。この点に関しては、平成14年3月期から継続して当期純損失を計上している当社にとっては、銀行借入や社債の発行は容易ではないことが認められる。したがって、デット・ファイナンスの選択肢は現実的ではないといえる。次に、公募による新株発行の方法が考えられる。しかし、近年当社普通株式の売買高の少なさから考えると、この方法で円滑かつ確実な資金調達を行うことは困難な状況であるといえる。このように、他の資金調達方法との比較においては、本第三者割当がもっとも有効かつ確実な資金調達を可能とするのであり、本第三者割当が他の資金調達方法との比較において非代替性及び相当性が認められるというべきであり、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

また、割当予定先の選定にあたっては、資産の調査、反社調査などを行ったうえで、新株式の割当予定先については、資本業務提携の相手先であること、また、新株予約権の割当予定先については、当社の事業概要及び財務内容の現状、今後の事業展開及び資金使途について十分理解をし、本第三者割当に賛同してもらえる候補先を本第三者割当の割当予定先に決定したというものであり、割当先の選定について不合理な選定が行われたと推認させる事情は見当たらない。

(ウ) 本第三者割当の発行条件の相当性について

本第三者割当の発行条件は、新株式については独立した当事者による適正な交渉の結果、定められたものであり、かつ日本証券業協会の指針に則って算定されたものといえ、その相当性が認められる。

また、本新株予約権の発行価額及び行使価額についても、当社は、アドバイザーとして任命した独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズによる本新株予約権の評価の試算結果を参考に決定している。また、上述のとおりその他本新株予約権の諸条件についても、特段不合理な点は認められず、東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定が恣意的になされたものと疑わせる事情は認められない。さらに、本新株予約権の発行価額は1個当たり250円とされており、これは東京フィナンシャル・アドバイザーズの算定した新株予約権の公正評価額249.1円を上回る発行価額で新株予約権の払込みが行われることから、この点は当社に有利な点と言える。したがって、本新株予約権の発行条件については、その相当性が認められる。

また、当社普通株式の希薄化については、本新株式の発行による株式数900,000株及び本新株予約権の目的である株式の1,265,100株を合わせた2,165,100株に対する議決権数は21,651個となり、今回の資金調達により全ての株式が発行された場合、本件実施前の6,012,700株の36.01%、総議決権数は60,123個の36.01%に相当し、株式の希薄化が生じることになる。

しかしながら、当社グループは、上述のように継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業の開拓」及び「財務体質の改善」等の施策を実行し、収益の改善に取り組んでおり、今般、当社がDSCとの資本業務提携を経て当社が広告事業へ参入することは、当社グループの現在から将来にわたる収益基盤の確立と強化の施策として有効であり、それにより当社の企業価値の向上をもたらす、結果として既存株主にとっても株主価値の向上につながることを期待できると考えられる。これらの点を考慮すると、当社普通株式の希薄化の規模は、本第三者割当の目的及び必要性並びに当社が現状置かれている状況に照らして合理的であるものと認められ、それを覆すに足る特段の事情は認められない。

上記の点を総合的に考慮すると、本第三者割当の発行条件について、その相当性が認められる。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期）及び四半期報告書（第19期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月16日）までの間において以下の追加が生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したもので、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年10月16日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（追加事項）

10．大規模な第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行に関するリスクについて

平成26年10月16日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式及び第三者割当による第2回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は60,123個（直前の基準日である平成26年9月30日現在）に対して、今回、第三者割当により発行される株式数900,000株及び第三者割当により発行される新株予約権の目的である株式の総数1,265,100株を合わせた2,165,100株に係る議決権数は21,651個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は最大で36.01%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は26.48%）となります。その結果、本新株式発行及び新株予約権発行が実行された場合、本件は大規模な第三者割当に該当するため、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）の提出日（平成26年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月16日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

I 平成26年6月26日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成26年6月25日開催の当社第18回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1．提案の理由

当社は、本年6月に業務の効率化と事務所賃料の削減を図るため、本社機能を横浜市から東京都港区に移転しておりますが、実際の本店業務に併せて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は、変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------------|----------------------------------|
| （本店の所在地） 第3条 当社は、本店を横浜市に置く。 | （本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 |

第2号議案 取締役2名選任の件
取締役として、沼田英也、諸橋隆章を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件
監査役として、大田口宏及び松浦健司を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、田中英雄を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------------------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 29,884 | 128 | 0 | (注)1 | 可決(99.2%) |
| 第2号議案 沼田英也 | 29,791 | 221 | 0 | (注)2 | 可決(98.9%) |
| 諸橋隆章 | 29,778 | 234 | 0 | | 可決(98.9%) |
| 第3号議案 大田口宏 | 29,804 | 208 | 0 | (注)2 | 可決(99.0%) |
| 松浦健司 | 29,803 | 209 | 0 | | 可決(99.0%) |
| 第4号議案 田中英雄 | 29,791 | 221 | 0 | (注)2 | 可決(98.9%) |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

平成26年9月2日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となったもの 株式会社ユーキトラスト

主要株主でなくなったもの 株式会社SOL Holdings

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

| | 異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) | 異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) |
|------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 株式会社ユーキトラスト | - | 11,300個 (18.79%) |
| 株式会社SOL Holdings | 11,300個 (18.79%) | - |

(注) 1. 上記の表における「総株主等の議決権に対する割合」は、当社の平成26年3月31日現在の議決権個数60,124個を基準としております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成26年9月1日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,362,419,514円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 6,012,700株

3. 臨時報告書の訂正報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）の提出日（平成26年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月16日）までの間において、下記の臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

I 平成26年7月2日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成26年5月9日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出いたしました、当社の主要株主の異動に関する臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

3 訂正内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

2 報告内容

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(訂正前)

| | 異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) | 異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) |
|------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 株式会社SOL Holdings | - | 1,582,000個 (26.31%) |
| 株式会社アンビシャスグループ | 1,130,000個 (18.79%) | 452,000個 (7.51%) |

(注) 1. 上記の表における「総株主等の議決権に対する割合」は、当社の平成26年3月31日現在の議決権個数6,012,600個を基準としております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

| | 異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) | 異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) |
|------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 株式会社SOL Holdings | - | 1,130,000個(18.79%) |
| 株式会社アンピシャスグループ | 1,582,000個(26.31%) | 452,000個(7.51%) |

- (注) 1. 上記の表における「総株主等の議決権に対する割合」は、当社の平成26年3月31日現在の議決権個数6,012,600個を基準としております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

平成26年8月6日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成26年7月2日付で提出いたしました、臨時報告書の訂正報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

3 訂正内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

2 報告内容

(2) 当該異動前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(訂正前)

| | 異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) | 異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) |
|------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 株式会社SOL Holdings | - | 1,130,000個(18.79%) |
| 株式会社アンピシャスグループ | 1,582,000個(26.31%) | 452,000個(7.51%) |

- (注) 1. 上記の表における「総株主等の議決権に対する割合」は、当社の平成26年3月31日現在の議決権個数6,012,600個を基準としております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

| | 異動前所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) | 異動後所有議決権の数 (総株主等の議決権に対する割合) |
|------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 株式会社SOL Holdings | - | 11,300個(18.79%) |
| 株式会社アンピシャスグループ | 15,820個(26.31%) | 4,520個(7.51%) |

- (注) 1. 上記の表における「総株主等の議決権に対する割合」は、当社の平成26年3月31日現在の議決権個数60,126個を基準としております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第18期) | 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第19期第1四半期) | 自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日 | 平成26年8月11日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する「開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月23日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西谷富士夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀志 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続的に当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リアルビジョンの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社リアルビジョンが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月23日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西谷富士夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョンの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続的に当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月7日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西谷富士夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 隆伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても四半期純損失44,508千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。